広島地方検察庁尾道支部	広島地方検察庁尾道支部
広島地方検察庁福山支部	広島地方検察庁福山支部
山口地方検察庁下関支部	山口地方検察庁下関支部
福岡地方検察庁飯塚支部	福岡地方検察庁飯塚支部
福岡地方検察庁久留米支部	福岡地方検察庁久留米支部
福岡地方検察庁小倉支部	福岡地方検察庁小倉支部
長崎地方検察庁佐世保支部	長崎地方検察庁佐世保支部
那覇地方検察庁沖縄支部	那覇地方検察庁沖縄支部
福島地方検察庁郡山支部	
福島地方検察庁いわき支部	福島地方検察庁いわき支部
札幌地方検察庁岩見沢支部	札幌地方検察庁岩見沢支部
札幌地方検察庁室蘭支部	札幌地方検察庁室蘭支部
札幌地方検察庁小樽支部	札幌地方検察庁小樽支部
釧路地方検察庁帯広支部	釧路地方検察庁帯広支部
高松地方検察庁丸亀支部	高松地方検察庁丸亀支部

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○出入国在留管理庁訓令第11号

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年４月１日　出入国在留管理庁長官　丸山　秀治
（公印省略）

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（平成31年出入国在留管理庁訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の４第１項又は第81条の５第１項」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第61号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第２項の規定により採用されたもの及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の２第１項」に改める。

別表中「札幌出入国在留管理局首席審査官」及び「高松出入国在留管理局首席審査官」の下に「（審査第一担当）」を加える。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○内閣府告示第四十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条第一項並びに内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）本則ただし書及び第二号二の規定に基づき、内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき、内閣総理府令第六十七号）本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件（平成三十年内閣府告示第四十八号）の一部を次のように改正し、令和七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、令第十六条第六項の規定に基づき告示する。

令和七年四月一日
内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
補助金等の名称	事務の内容	補助金の名称	事務の内容
（項）沖縄政策費 ［略］	［略］	（項）沖縄政策費 ［同上］	［同上］
（目）沖縄産業創出支援事業費補助金（沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業を除く。） （目）沖縄産業技術開発事業費補助金（沖縄県に交付するものを除く。）		（目）沖縄産業創出支援事業費補助金 （目）沖縄産業技術開発事業費補助金	
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。